

個人情報処理する事務の委託に関する特記仕様書

1 基本事項

武蔵村山市（以下「市」という。）から個人情報処理する事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該受託した事務（以下「受託個人情報処理事務」という。）を行うに当たっては、武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、受託個人情報処理事務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。受託個人情報処理事務に係る契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

3 従事者への周知

受託者は、受託個人情報処理事務に従事する者に対し、この特記仕様書に定める事項を十分に説明するとともに、在職中及び退職後においても、受託個人情報処理事務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

4 再委託の禁止

受託者は、受託個人情報処理事務を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、市が承諾をしたときは、この限りでない。

5 目的外利用等の禁止

受託者は、市の指示又は承諾のあるときを除き、受託個人情報処理事務に関して知り得た個人情報を当該受託個人情報処理事務を行う目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 複写等の禁止

受託者は、市の指示又は承諾のあるときを除き、受託個人情報処理事務を行うために市から提供又は貸与を受けた個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

7 資料等の返還

受託者は、受託個人情報処理事務に係る契約が完了し、又は解除されたときは、直ちに、当該受託個人情報処理事務を行うために市から提供若しくは貸与を受け、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を市に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、市が別に指示したときは、この限りでない。

8 作業範囲等の明確化

受託者は、受託個人情報処理事務における個人情報の処理の作業範囲、作業内容及び作業責任を明確にしておかなければならない。

9 適正な管理

受託者は、受託個人情報処理事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、紛失、き損その他の事故の防止を図り、個人情報を適切に管理するために、個人情報の管理責任者の設置、個人情報の保管方法の指定その他の必要な措置を講じなければならない。

10 事故発生時における報告

受託者は、受託個人情報処理事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、紛失、き損その他の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。受託個人情報処理事務に係る契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

11 立入検査

市は、個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者に対して受託個人情報処理事務に係る個人情報の管理状況等について立入検査をし、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく規程を定めているときは、市はその規程を尊重するものとする。

12 契約の解除及び損害賠償

市は、受託者がこの特記仕様書に定める事項に違反したときは、受託個人情報処理事務に係る契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

13 その他

この特記仕様書に定めのない事項又はこの特記仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、市と受託者が協議して定めるものとする。